

経 済 産 業 省

20230124貿局第1号
輸出注意事項2023第1号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年1月27日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は令和5年2月3日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後				現行			
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 輸出令別表第2の3第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略)				2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 輸出令別表第2の3第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略)			
輸出令別表第2の3第二号	輸出令別表第2の3中解釈を要する語	解 釈		輸出令別表第2の3第二号	輸出令別表第2の3中解釈を要する語	解 釈	
<u>(1)</u>	(略)	(略)		<u>イ</u>	(略)	(略)	
<u>(2)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>ロ</u>	(略)	(略)	(略)
<u>(3)</u>	(略)		(略)	<u>ハ</u>	(略)		(略)
<u>(4)</u>	(略)	(略)		<u>ニ</u>	(略)	(略)	
<u>(5)</u>	(略)	(略)		<u>ホ</u>	(略)	(略)	
<u>(7)</u>	(略)	(略)		<u>ト</u>	(略)	(略)	
<u>(8)</u>	(略)	(略)		<u>チ</u>	(略)	(略)	
	別表第2の3貨物省令第11条第二号へ(三)～(六)中の <u>無線送信機</u> 又は無線受信機		(略)		別表第2の3貨物省令第11条第二号へ(三)～(六)中の <u>線送信機</u> 又は無線受信機		(略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	別表第2の3貨物省令第11条第三号ハ中の多重レベルの優先権及びプリエンプシヨン		(略)		別表第2の3貨物省令第11条第三号ハ中の多重レベルの優先権及びプリエンプシヨン		(略)

	(略)	(略)
<u>(11)</u>	(略)	(略)
<u>(12)</u>	(略)	(略)
<u>(13)</u>	(略)	(略)
<u>(15)</u>	(略)	(略)
<u>(16)</u>	別表第2の3 貨物省令第1 9条第五号ロ (二)中の持 続波レーザー 発振器	(略)
<u>(17)</u>	(略)	(略)
<u>(19)</u>	(略)	(略)
<u>(21)</u>	(略)	(略)
<u>(23)</u>	(略)	(略)
<u>(24)</u>	(略)	(略)
<u>(26)</u>	(略)	(略)
	別表第2の3 貨物省令第2 9条第十三号 中の部分品及 び附属品	(略)
<u>(27)</u>	(略)	(略)
<u>(28)</u>	(略)	(略)
<u>(29)</u>	(略)	(略)
<u>(30)</u>	(略)	(略)
<u>(33)</u>	(略)	(略)
	<u>量子処理ユニ ット</u> 、量子ビ ット回路、量 子ビットデバ イス	(略)
<u>(35)</u>	(略)	(略)
<u>(36)</u>	(略)	(略)

	(略)	(略)
<u>ル</u>	(略)	(略)
<u>ヲ</u>	(略)	(略)
<u>フ</u>	(略)	(略)
<u>ヨ</u>	(略)	(略)
<u>タ</u>	別表第2の3 貨物省令第1 9条第五号ロ (二)中の持 続波レーザー 発信器	(略)
<u>レ</u>	(略)	(略)
<u>ツ</u>	(略)	(略)
<u>ナ</u>	(略)	(略)
<u>ム</u>	(略)	(略)
<u>ウ</u>	(略)	(略)
<u>ノ</u>	(略)	(略)
	別表第2の3 貨物省令第2 9条第一三号 中の部分品及 び附属品	(略)
<u>オ</u>	(略)	(略)
<u>ク</u>	(略)	(略)
<u>ヤ</u>	(略)	(略)
<u>マ</u>	(略)	(略)
<u>コ</u>	(略)	(略)
	<u>量子プロセッ シングユニッ ト</u> 、量子ビッ ト回路、量子 ビットデバ イス	(略)
<u>テ</u>	(略)	(略)
<u>ア</u>	(略)	(略)

(37)	(略)	(略)	
(39)	(略)	(略)	
(40)	(略)	(略)	(略)
(43)	(略)	(略)	
(44)	(略)	(略)	
(45)	(略)	(略)	
(46)	<u>放水砲を用いた装置</u>	<u>遠隔操作可能な放水砲が装備された車両又は固定されたステーションであって、野外の暴動からオペレーターを防護するように設計された装甲、飛散防止窓、金属スクリーン、ブルバー又はランフラットタイヤ等の機能を有するものを含む。</u>	
(49)	<u>拘束のための器具</u>	<u>スタンカフ、ショックベルト、ショックスリーブ及び拘束椅子等の身体の複数部位を拘束する器具を含む。</u>	<u>医療処置中に患者の動きを拘束するために使用される医療器具、医療施設において患者の身体を拘束するための器具、安全ベルト、チャイルドシートその他安全器具を除く。</u>
(50)	<u>別表第2の3貨物省令第53条第一号及び第二号中の破碎流体</u>	<u>その組成は用いられる水圧破碎の手法によって異なり、ゲル状、泡状又は水ベースの流体となる場合がある。</u>	
	<u>別表第2の3貨物省令第53条第二号中のプロパント</u>	<u>破碎流体に添加される固形の材料(通常は処理された砂又は人工のセラミック材料)であって、水圧破碎処理中又は処理後に、水圧により生成された亀裂を支持するために設計されたものをいう。</u>	

サ	(略)	(略)	
ユ	(略)	(略)	
メ	(略)	(略)	(略)
エ	(略)	(略)	
ヒ	(略)	(略)	
モ	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	

(53)	別表第2の3 貨物省令第5 6条第三号か ら第五号まで 及び第7号中 の部分品		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>	(新設)	(新設)		(新設)
(55)	<u>生命又は身体を防護するための装置</u>	<p><u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>イ 化学物質、生物系材料及び放射性物質から防護するために設計されたものであって次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(一) ろ過及び給気式の全面型面体呼吸用防護具、これに使用するろ過吸収缶、ろ過フィルター並びにこれらの除染を行うための装置</u></p> <p><u>(二) 防護服、防護手袋及び防護靴</u></p> <p><u>(三) 探知又は識別のための装置</u></p> <p><u>ロ 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置(貨物等省令第13条第8項に掲げるものを除く。)</u></p>	<p><u>化学物質又は生物系材料から防護するために設計されたものであって、小売用若しくは個人用に包装されたもの又はラテックス検査用手袋、ラテックス手術用手袋、液体消毒用石鹼、使い捨ての手術用無菌布、手術着、手術用フットカバー、手術用マスクその他医療用消耗品を除く。</u></p>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	別表第2の3 貨物省令第5 8条中の部分 品		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>	(新設)			(新設)

(56)	<u>放射線写真用の装置</u>	<u>エックス線変換器及び輝尽性蛍光体イメージングプレートを含む。</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(57)	<u>複合材料</u>	<u>粒子、ウイスキー若しくは繊維又はこれらの組合せからなる相とマトリックスとからなるものをいう。</u>	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>繊維</u>	次のいずれかに該当するものを含む。 イ <u>連続したモノフィラメント、ヤーン、ロービング及びトウ</u> ロ <u>テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド</u> ハ <u>チョップされた繊維、ステープルファイバー、繊維を集めて作ったブランケット</u> ニ <u>単結晶又は多結晶のウイスキー（あらゆる長さのものを含む。）</u> ホ <u>芳香族ポリアミドパルプ</u>	(新設)	(新設)	
	<u>プリプレグ</u>	<u>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に樹脂（熱硬化性樹脂又は熱可塑性樹脂）又はピッチをマトリックスとして含浸した複合材料成型用の中間基材（形状は問わない。）であって、加熱、加圧等により成型品に成型できるものをいう。</u>	(新設)	(新設)	
	<u>プリフォーム</u>	<u>設計した成型品に近い形状に加工した複合材料成型用の中間基材であって、樹脂又はピッチをマトリックスとして含浸したものをいう。</u>	(新設)	(新設)	
(58)	<u>複合材料</u>	<u>(57)の「複合材料」の解釈に同じ。</u>	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>別表第2の3貨物省令第61条第一号中の比弾性率</u>	<u>23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表されたヤング率をニュートン毎立方メートルで表された比重</u>	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>量で除した値をいう。</u>			
	<u>別表第2の3 貨物省令第6 1条第二号中 の比強度</u>	<u>23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセン トプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで 測定されたニュートン毎平方メートルで表された最 大引張り強さをニュートン毎立方メートルで表され た比重量で除した値をいう。</u>		(新設)	(新設)
<u>(59)</u>	<u>ワクチン</u>	<u>人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の 機能を促進するためのものであって、製造者又は使用 者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可 を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認 証を受けているものをいう。</u>		(新設)	(新設)
		<u>医療用のワクチンを含 む。</u>		(新設)	
	<u>診断用又は食 品検査用のキ ット</u>	<u>診断又は公衆衛生を目的として特別に開発、包装又は 販売されたものをいう。</u>		(新設)	(新設)
<u>(60)</u>	<u>別表第2の3 貨物等省令第 63条第十一 号中の火工品 のうち、民生 用途のために 設計したもの</u>	<u>煙火であって、次のい ずれかに該当するもの を含む。</u> <u>イ 演劇又は舞台用の煙 火</u> <u>ロ 特殊撮影用の煙火</u> <u>ハ 観賞用の煙火</u>		(新設)	(新設)
<u>(61)</u>	<u>診断用又は食 品検査用のキ ット</u>	<u>(59)の「診断用又は食品検査用のキット」の解釈 に同じ。</u>		(新設)	(新設)
	<u>別表第2の3 貨物省令第6 4条中の貨物 等省令第2条 第1項第一号 から第三号ま での化学物質</u>	<u>1-1(7)の表の輸出令別表第1の項の欄の3の「解 釈」に同じ。</u>		(新設)	(新設)

(64)	別表第2の3 貨物省令第6 7条中の自動 的に探知し、 かつ、識別す るように設計 した電子式の 装置	設計感度レベル又はオペレーターが選択する感度レ ベルで爆発物又は起爆剤を探知する能力を有し、爆発 物又は起爆剤が感度レベル以上で探知された際の自 動警報を備えるものをいう。	次のいずれかの技術を利用 したものを含む。 イ エックス線の技術を用 いたもの ロ 核反応の技術を用い たもの ハ 電磁気の技術を用い たもの	スキャンしている品目の 無機/有機カラーマッピ ングのような表示のオペ レーターの解釈に依存す る装置を除く。	(新設)	(新設)	(新設)
	別表第2の3 貨物省令第6 7条の部分品			他の用途に用いることが できるものを除く。	(新設)		(新設)
(65)	別表第2の3 貨物省令第6 8条第一号中 の動作周波数	ミリ波、準ミリ波とテラヘルツ周波数の領域として扱 われる周波数範囲にわたるものをいう。			(新設)	(新設)	(新設)
	別表第2の3 貨物省令第6 8条の部分品			他の用途に用いることが できるものを除く。	(新設)		(新設)
(66)	別表第2の3 貨物省令第6 9条中の米国 国家規格協会	<u>ANSI (American National Standards Institute) を いう。</u>			(新設)	(新設)	(新設)
	別表第2の3 貨物省令第6 9条中の米国 軸受製造者協 会	<u>ABMA (American Bearing Manufacturers Association) をいう。</u>			(新設)	(新設)	
	別表第2の3 貨物省令第6 9条第一号中 の動作温度	<u>ガスタービンエンジン運 転後の温度を含む。</u>			(新設)	(新設)	

	<u>別表第2の3貨物省令第69条第二号中の米国国家規格協会又は米国軸受製造者協会で定める精度がClass A以上のもの又はそれと同等の精度を有するもの</u>	<u>インチ系で表した米国国家規格協会若しくは米国軸受製造者協会で定める精度がClass 00のもの又は日本産業規格B1514-1で定める精度の等級が2級のものを含む。</u>		(新設)	(新設)	
	<u>別表第2の3貨物省令第69条第五号中のふっ素重合体</u>	<u>ポリテトラフルオロエチレン (PTFE) を含む。</u>		(新設)	(新設)	
<u>(67)</u>	<u>別表第2の3貨物省令第70条中の銅及びニッケルの合金</u>	<u>銅の合金であつて、ニッケルを含むもの(銅を主要な成分として、副成分としてニッケルを含むもの。)をいう。</u>		(新設)	(新設)	(新設)
<u>(69)</u>	<u>可搬型の発電機</u>	<u>コンクリートによる基礎の打設、ボルト固定等の据付工事を必要としないものをいう。</u>		(新設)	(新設)	(新設)
<u>(71)</u>	<u>別表第2の3貨物省令第74条の米国歯車製造業者協会</u>	<u>AGMA (American Gear Manufacturers Association) をいう。</u>		(新設)	(新設)	(新設)
<u>(74)</u>	<u>別表第2の3貨物省令第77条中の第46条、第74条から第76条までに掲げる貨物に使用</u>	<u>計測用干渉計システム(閉ループ又は開ループフィードバック機能を有するものを除く。)であつて、レーザー光を用いて工作機械、測定装置又はこれと同等の装置のスラ</u>		(新設)	(新設)	(新設)

	<u>するように特に設計されたもの</u>		<u>イド運動誤差を測定するものを除く。</u>				
<u>(75)</u>	<u>アイソスタチックプレス</u>	<u>気体、液体、固体粒子等各種媒体を介して密閉された中空容器内を加圧し、加工物又は材料に容器内のすべての方向から等しい圧力を加えることができる装置をいう。</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
<u>(85)</u>	<u>オーステナイト系ステンレス鋼</u>	<u>304ステンレス鋼及び316ステンレス鋼以外のオーステナイト系ステンレス鋼を含む。</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
	<u>管</u>	<u>継手を含む。</u>		(新設)	(新設)		

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第10号）

改正後	現 行
<p>1 適用品目等 (1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第一号の二、<u>第二号(32)から(85)まで</u>、第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの (2)～(5) (略)</p> <p>3 輸出の承認 上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。 ①～⑧ (略) ⑨我が国の<u>エネルギー安全保障</u>のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）</p> <p>様式3 年 月 日 経済産業大臣 殿 住所： 氏名：</p> <p>誓約書 今般申請する_____向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。</p> <p>記 1 輸出先 (1) 最終需要者名：_____ (2) 最終需要者の住所：_____</p> <p>2 貨物の概要（下記3の誓約事項に該当する説明を含む。）</p> <p>3 誓約事項（当てはまる□にチェック）</p>	<p>1 適用品目等 (1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第一号の二、<u>第二号フからモまで</u>、<u>同表</u>第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの (2)～(5) (略)</p> <p>3 輸出の承認 上記1に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。 ①～⑧ (略) ⑨我が国の<u>エネルギー安定供給</u>のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）</p> <p>様式3 年 月 日 経済産業大臣 殿 住所： 氏名：</p> <p>誓約書 今般申請する_____向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。</p> <p>記 1 輸出先 (1) 最終需要者名：_____ (2) 最終需要者の住所：_____</p> <p>2 貨物の概要（下記3の誓約事項に該当する説明を含む。）</p> <p>3 誓約事項（当てはまる□にチェック）</p>

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

- 食品・医薬品
- 人道支援の目的で輸出するもの
- サイバーセキュリティの確保に関するもの
- 海洋の安全に関するもの
- 消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。))
- 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出
- 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアーキティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

- 食品・医薬品
- 人道支援の目的で輸出するもの
- サイバーセキュリティの確保に関するもの
- 海洋の安全に関するもの
- 消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。))
- 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出
- 我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアーキティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

「外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第9号）

改正後	現行
<p>3 役務取引の許可 上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。 ①～⑨ (略) ⑩我が国の<u>エネルギー安全保障</u>のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアーキティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）</p> <p>4 解釈を要する語 役務取引等告示に定める解釈を要する語は、以下のとおりとする。 ア～エ (略) <u>オ 適応制御を行うためのプログラムには、あらかじめ蓄積されたパートプログラム及びパートプログラムの配置のためにあらかじめ蓄積されたストラテジを用いて、フレキシブル製造システムに組み込んだ機能的に同一の装置の再スケジュールのみを提供するプログラムは含まれない。</u></p> <p>様式2 年 月 日 経済産業大臣 殿 住所： 氏名： 誓約書 今般申請する_____との役務取引に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。 記 1 取引の相手方等 (1) 役務取引の相手方の氏名又は名称：</p>	<p>3 役務取引の許可 上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。 ①～⑨ (略) ⑩我が国の<u>エネルギー安定供給</u>のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアーキティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）</p> <p>4 解釈を要する語 役務取引等告示に定める解釈を要する語は、以下のとおりとする。 ア～エ (略) (新設)</p> <p>様式2 年 月 日 経済産業大臣 殿 住所： 氏名： 誓約書 今般申請する_____との役務取引に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。 記 1 取引の相手方等 (1) 役務取引の相手方の氏名又は名称：</p>

(2) 役務取引の相手方の住所又は所在地：

(3) 利用する者の氏名又は名称：

(4) 利用する者の住所又は所在地：

2 役務の概要（下記3の誓約事項に該当する説明を含む。）

3 誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該役務は、提供先において下記の用途に使用されます。

食品・医薬品に関するもの

人道支援の目的のもの

サイバーセキュリティの確保に関するもの

航空の安全に関するもの

海洋の安全に関するもの

消費者向けの通信機器に関するもの（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。））

民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの

政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）

最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）

我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

(2) 役務取引の相手方の住所又は所在地：

(3) 利用する者の氏名又は名称：

(4) 利用する者の住所又は所在地：

2 役務の概要（下記3の誓約事項に該当する説明を含む。）

3 誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該役務は、提供先において下記の用途に使用されます。

食品・医薬品に関するもの

人道支援の目的のもの

サイバーセキュリティの確保に関するもの

航空の安全に関するもの

海洋の安全に関するもの

消費者向けの通信機器に関するもの（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。））

民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの

政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）

最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）

我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

「大量破壊兵器及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）

改正後		現行	
(略) 1 輸出者が確認すべき事項 (略) (1)・(2) (略) (3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例 1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 (略) なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。		(略) 1 輸出者が確認すべき事項 (略) (1)・(2) (略) (3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例 1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 (略) なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。	
品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1. ～4. (略)	(略)	1. ～4. (略)	(略)
5. <u>ブチリルコリンエステラーゼ</u> 、 <u>3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムプロミド(別名 臭化ピリドスチグミン)(101-26-8)</u> 、 <u>塩化オビドキシム(114-90-9)</u>	化学兵器	5. <u>ブチリルコリンエステラーゼ</u> 、 <u>3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムプロミド(別名 臭化ピリドスチグミン)(101-26-8)</u> 、 <u>塩化オビドキシム(114-90-9)</u>	化学兵器
6. ～20. (略)	(略)	6. ～20. (略)	(略)
21. 水銀(7439-97-6)、 <u>塩化バリウム(10361-37-2)</u> 、 <u>硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)</u> 、 <u>3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)</u> 、 <u>ピバルアルデヒド(630-19-3)</u> 、 <u>1-クロロ-2,2-ジメチルプロパン(753-89-9)</u> 、 <u>2-メチルブテン(26760-64-5)</u> 、 <u>2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)</u> 、 <u>ピナコール(76-09-5)</u> 、 <u>2-メチル-2-ブテン(513-35-9)</u> 、 <u>ブチルリチウム(109-72-8)</u> 、 <u>メチルマグネシウムプロミド(75-16-1)</u> 、 <u>ホルムアルデヒド(50-00-0)</u> 、 <u>ジエタノールアミン(111-42-2)</u> 、 <u>炭酸ジメチル(616-38-6)</u> 、 <u>N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)</u> 、 <u>メチルジエタノールアミン塩酸塩(54060-15-0)</u> 、 <u>メタノール(67-56-1)</u> 、 <u>エタノール(64-17-5)</u> 、 <u>1-ブタノール(71-36-3)</u> 、 <u>2-ブタノール(78-92-2)</u> 、 <u>イソブタノール(78-83-1)</u> 、 <u>ターシャリーブタノール(75-65-0)</u> 、 <u>シクロヘキサノール(108-93-0)</u> 、 <u>ジエチルアミ</u>	化学兵器	21. 水銀(7439-97-6)、 <u>塩化バリウム(10361-37-2)</u> 、 <u>硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)</u> 、 <u>3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)</u> 、 <u>2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)</u> 、 <u>2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)</u> 、 <u>2-メチルブテン(26760-64-5)</u> 、 <u>2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)</u> 、 <u>ピナコール(76-09-5)</u> 、 <u>2-メチル-2-ブテン(513-35-9)</u> 、 <u>ブチルリチウム(109-72-8)</u> 、 <u>プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)</u> 、 <u>ホルムアルデヒド(50-00-0)</u> 、 <u>2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)</u> 、 <u>炭酸ジメチル(616-38-6)</u> 、 <u>N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)</u> 、 <u>メチルジエタノールアミン塩酸塩(54060-15-0)</u> 、 <u>メタノール(67-56-1)</u> 、 <u>エタノール(64-17-5)</u> 、 <u>1-ブタノール(71-36-3)</u> 、 <u>2-ブタノール(78-92-2)</u> 、 <u>イソブタノール(78-83-1)</u> 、 <u>ターシャリーブタノール(75-65-0)</u> 、 <u>シクロヘキサノール(108-93-0)</u> 、 <u>ジエチルアンモニウム＝ク</u>	化学兵器

ン塩酸塩(660-68-4)、ジイソプロピルアミン塩酸塩(819-79-4)、3-キヌクリジノン塩酸塩(1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩(6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノール塩酸塩(42437-96-7)、N,N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩(14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)

ロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン・塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩(6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノール塩酸塩(42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノール塩酸塩(N,N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩(14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)